

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 平成八年宮城県告示第千二百十九号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正 (自然保護課) 一
- 平成十五年宮城県告示第千十六号(指定猟法禁止区域の指定)の一部改正 (同) 一
- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件) (障害福祉課) 一
- 知事指定薬物の指定 (薬務課) 二
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 二
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) 二
- 建築士免許の取消し (建築宅地課) 四
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (震災復興推進課) 五
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 五
- 宮城県告示第八百八十九号
平成八年宮城県告示第千二百十九号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月一日から施行する。
平成二十八年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中1及び3を次のように改める。

1 名称

直沢特定猟具使用禁止区域(銃)

3 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成四十八年十月三十一日まで(二十年間)

○宮城県告示第八百九十号

平成十五年宮城県告示第千十六号(指定猟法禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月一日から施行する。

平成二十八年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿半島指定猟法禁止区域の項第三号を次のように改める。

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで(二年間)

○宮城県告示第八百九十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十八年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
古川星陵病院	大崎市古川南町三丁目一番三十五号	平成二十八年十月三十日	平成三十一年十月二十九日

○宮城県告示第八百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日

○四一〇三〇〇二二四	アマカ塩釜介護セン タ1 塩竈市玉川二丁目一 1十	居宅介護 重度訪問介護	M株式会社HC	平成二十八年 十月一日
------------	------------------------------------	----------------	---------	----------------

○宮城県告示第八百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一條第一号の規定により告示する。

平成二十八年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害福祉サ ビスの種類	設置者名	指定年月日
○四一三二一〇一三二一	ゆめの樹 柴田郡柴田町剣崎一 丁目二番一號	就労継続支援A 型	株式会社ゆめ の樹	平成二十八年 十一月一日

○宮城県告示第八百九十四号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年条例第六十九号）第十三條第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

化学名 N-（2-フルオロフェニル）-N-メトキシ-N-（1-フェネチルピペリジン）-4-イル）アセトアミド及びその塩類（通称名：O c f e n t a n i l 又はA-3217）

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

平成二十八年十一月二日

○宮城県告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町吉田浜字寺山一三の一

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第八百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称 登米市

二 事業の種類 登米市立米谷病院建設事業

三 起業地

1 取用の部分 宮城県登米市東和町米谷字元町地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十條各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 登米市立米谷病院建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体（登米市）が設置する病院に関するものであり、法第三條第二十四号に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十條第一号の要件を充足するものと認められる。

2 第二号要件 本件事業の起業者である登米市は、地方公共団体であり、本件事業に係る予算措置も講じられていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断される。

したがって、本件事業は、法第二十條第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

（一）本件事業の施行により得られる公共の利益について
本件事業は、登米市が平成二十四年二月に策定し、平成二十六年一月に「第六次宮城県地域医療計画」の方向性を踏まえて改訂した「第二次登米市立病院改革プラン」の中で、登米市民

病院を中心に豊里病院と米谷病院の二病院が療養機能を担い支える体制で三病院の機能分担を明確にし、米谷病院は一般病床に療養病床を付加した適正規模の療養型病院として整備するものとしている。また、本件事業は、平成二十七年十二月に登米市が策定した第二次登米市総合計画の基本計画の基本政策としても位置付けられているものである。

現病院は昭和五十三年に建設されて以来、増改築を繰り返しながら、地域住民の医療需要に対応してきたが、東日本大震災の影響もあり、避難経路の幅員不足、水道配管からの漏水、病室数と病室スペースの不足による患者の感染症発生が危惧されるなど、施設の老朽化、狭隘化が顕著となっている。また、来院患者用駐車スペースの不足により、病院の隣接地へ駐車する車両が多数発生していることから、交通安全上も危険な状況となっている。また、登米市内で療養病床を有する豊里病院が常時ほぼ満床の状態となっていることから、急性期治療の終了後に、療養病床を有した遠隔地の民間病院へ転院せざるを得ないケースも多いなど、患者の家族の精神的及び経済的負担も増大している状況にある。

このような状況にある中、本件事業の施行により、現病院が抱えていた施設の老朽化、狭隘化の解消、来院患者用駐車スペース不足への対応が可能となり、耐震性をはじめとした十分な防災能力を新病院は備えることができることになる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に規定する環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。

そのため、環境分野における既存資料の調査に加え、宮城県（環境生活部自然保護課）に対し、本件起業地及び周辺地における希少野生動物情報提供に係る申請を行ったところ、本件起業地を含む登米市東和町米谷地区には、宮城県レッドリスト等に掲載のある、哺乳類、鳥類、両生類、淡水魚類の希少野生動物全十六種の生息・目撃情報がある旨の回答を得た。その情報を、本件起業地の近傍を通過する一般国道四十五号三陸縦貫自動車道建設時の環境影響評価書中の現地調査結果と照合したところ、本件起業地の東側及び南側約1km付近で、準絶滅危惧種の鳥類（猛禽類）「ハイタカ」と「チョウヒ」のほか、要注目種の鳥類である「マガン」の計三種の飛翔が確認された。しかし、本件起業地は市街地であり、周辺地も河川堤防と住宅地域として利用されているため、営巣地が存在する環境にはないものと考えられる。その上で起業者としては、今後の工事施工にあたり、飛翔、営巣が確認された場合には、影響を最小限とする工事範囲の見直しや重機類の変更等の対策を講じることとしている。

また、本件起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

さらに、本件起業地の約九十四パーセントが現病院敷地であることから、本件事業の施行による起業地を含む周辺地域に与える土地利用上の影響は少ないものと考えられる。その上で起業者は、本件事業の施行に当たって、工事施工業者に対して大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）や騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）など関連する法律に定める規制基準を遵守した施工計画を提出させ、周辺住民の安全及び安心に努めていくこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

新病院については、宮城県内における同程度の規模の自治体病院との比較による算定を参考に一病床当たりの床面積を算出し、一般病床数については現米谷病院の過去数年間の平均利用率、療養病床数については現在療養病床を有している豊里病院における平均在院日数等を踏まえ病床数を算出している。内部の規格等については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）に準拠する計画としている。駐車場については、外来診療の主な受付時間帯中に一日の来院患者の約九十パーセントが集中し、受付後、診療、調剤、会計まで駐車することを想定するとともに、一部、午後受付のある小児科や予約診療の患者数が約十パーセント程度見込まれることなどから算出した必要な駐車台数を基にした計画となっている。さらに、本件事業は、登米市が策定した「登米市立米谷病院整備基本計画」中で現在地を含め新病院の建設が可能な一団の土地として検討した複数の建設候補地間の比較を経て、現病院が位置する登米市東和町米谷字元町地内において、現病院敷地の拡張による建替えに絞り、その中でもさらに複数の隣接地について比較検討を行い、土地利用に与える影響、経済性を始め、総合的に最も合理的であることを理由に申請案を選定していることから、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

施設の老朽化や耐震基準を満たしていないこと等から、平成十八年には鉄筋コンクリート造四階建ての一般病棟が使用中となり、東日本大震災後には病棟を解体、一般病床数は百三十三床から現在の四十九床への減床を余儀なくされている。また、3(一)で述べたとおり、交通安全上も危険な状況にある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

登米市医療局経営管理部企画課(登米市立登米市民病院内)

○宮城県告示第八百九十七号

建築士法(昭和二十五法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十八年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消の理由
平成二十八年十月二十五日	小野 栄一	二級建築士	第二千三百一十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	清野 栄二	二級建築士	第二千三百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	阿部 亀治	二級建築士	第二千三百十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	栗村 甚蔵	二級建築士	第二千三百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	佐々木 芳	二級建築士	第二千三百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	菅原 勇治	二級建築士	第二千三百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	齋藤 善助	二級建築士	第二千三百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十八年十月二十五日	有川 菊治	二級建築士	第二千三百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	関内 豊蔵	二級建築士	第二千三百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	近江 清八	二級建築士	第二千三百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	松尾 幸作	二級建築士	第二千三百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	庄司 文弥	二級建築士	第二千三百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	早坂 泰治	二級建築士	第二千三百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	梁川 三喜	二級建築士	第二千四百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	三浦 亀三	二級建築士	第二千四百九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	塚本 六郎	二級建築士	第二千四百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	紺野 寿作	二級建築士	第二千四百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	佐藤 繁幸	二級建築士	第二千四百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	鈴木 徳一	二級建築士	第二千四百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	吉野 留治	二級建築士	第二千四百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	目黒 養助	二級建築士	第二千四百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	前田 清	二級建築士	第二千四百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	伊藤 万吉	二級建築士	第二千五百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	佐藤 嘉吉	二級建築士	第二千五百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	佐藤 徳治	二級建築士	第二千五百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	花輪 傳吉	二級建築士	第二千五百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	下田 清吉	二級建築士	第二千六百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十八年十月二十五日	伊藤 俊雄	二級建築士	第二千六百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	芦立 久治	二級建築士	第二千七百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	小田島 勇	二級建築士	第二千七百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	金野 久雄	二級建築士	第二千七百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	大石 萬兵衛	二級建築士	第二千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	梶村 軍次	二級建築士	第二千八百十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	横山 貞吉	二級建築士	第二千八百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	齋藤 辰雄	二級建築士	第二千八百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	小山 猛	二級建築士	第二千八百七十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	津田 正治	二級建築士	第二千八百八十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十五日	浅野 澤次	二級建築士	第二千九百五十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十八年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十八年度震災復興広報強化業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部震災復興推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年三月三十一日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社河北アド・センター 仙台市青葉区五橋一丁目一番十号
- 五 契約金額 三千三百九十九万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 宮城県利府町神谷沢字化粧坂七十四番一の一

部、七十四番二、七十四番三、七十五番三、七十四番二十二の一部

石巻市大街道北二丁目一番十五号

株式会社ホンダカーズ宮城北